

令和4年7月26日

## 第164回 遠野市農業委員会総会議事録

第164回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年7月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第12号  
会議年月日 令和4年7月26日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀  
農地係長 多田由香子

本日の案件 第164回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第19号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第20号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第22号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第23号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第24号 令和4年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に  
関する要請決議」提案事項について  
協議第1号 令和4年度家族経営協定の推進について  
協議第2号 農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、7月11日に急逝されました山口岩男農地利用最適化推進委員のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。ご起立願います。</p> <p>黙祷。</p> <p>黙祷を終わります。着席願います。</p>
議	長	<p>ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に、本日付で遠野市農業委員会に任命されました委員について、事務局長よりご紹介申し上げます。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>新しく農業委員になられました菊池陽佑さんを紹介いたします。</p> <p>お名前は菊池陽佑さんです。小友町出身です。年齢38歳です。職業は農業です。経歴は、平成20年3月に岩手大学大学院農学研究科を卒業されました。平成22年3月から秋田県で農業研修をされております。平成23年1月に小友町で勤六縁として新規就農されました。平成30年9月には認定農業者に認定されております。令和2年4月に新規就農者受け入れ経営体として岩手県から認定されております。陽佑さんは自然栽培、無農薬無肥料での米作りに取り組まれておられ、1.9haでスタートしまして、現在は遊休農地などを借受け、6.7haまで規模拡大されております。米作りを通して、大切な食と農業と環境、そして地域との関わりの大切さを次世代に守り伝えていくことを意識し営農に取り組まれております。また、新規就農希望者を研修生として受け入れ、指導、育成に尽力されている方です。</p> <p>以上で紹介を終わります。</p>
議	長	<p>それでは、菊池陽佑委員から一言、ごあいさつをお願いします。</p>
菊	池	<p>陽</p>
委	員	<p>改めまして、小友町で米作りをしております菊池陽佑と申します。どうぞよろしくお祈り願います。分からないことがたくさんありますので、皆様から学びながら少しずつ還元できるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈り願います。</p>
議	長	<p>菊池陽佑委員、これからよろしくお祈り願います。</p> <p>それでは、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を5番、菊池秀樹委員にお願いします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略〕</p> <p>【会議成立宣言】</p>
議	長	<p>本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第164回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p>【会長報告】</p> <p>会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧ください。</p> <p>6月30日、令和4年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会に参加させていただきました。協議内容については、令和4年度の事業計画、予算の関係でございます。</p> <p>7月15日、山口岩男農地利用最適化推進委員の葬儀に参列し、弔辞を述べさせていただきました。</p> <p>7月26日、職務代理と一緒に、農業委員会委員の任命及び辞令交付式に参加してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>今月の農業委員会事務事業経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務事業経過報告書に基づいて報告いたします。出席者、開催場所は記載のとおりです。</p> <p>6月28日、遊休農地解消活動でエゴマ定植を行っております。</p> <p>7月1日から11日、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）を実施しております。</p> <p>7月8日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>7月13日、令和4年度第1回家族経営協定推進会議を開催しております。</p> <p>7月14日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>7月20日、令和4年度第1回農政専門委員会。</p> <p>7月21日、令和4年度第5回遠野市農業委員会運営委員会。</p> <p>本日ですが、第164回遠野市農業委員会総会。総会后ですが、女性委員業務検討会を開催します。</p> <p>7月27日、令和4年度第1回農業委員会だより編集委員会議を開催予定です。</p> <p>7月28日、令和4年度いわてポラーノの会第2回理事会が開催されます。</p> <p>7月29日以降の主な行事予定につきましては、記載のとおりですのでご確認ください。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告事項】</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番、2番とも、子が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、自己耕作。番号2番、周辺農地と一体で管理されています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
<p>2番委員</p>	<p>陽佑君が今どこをやっているのか分からないみたいなので、どれから始まっているのかご指導した方がよろしいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その通りです。</p>
<p>2番委員</p>	<p>プリントを色々確かめていますので。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>大丈夫ですか。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>大丈夫です。ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それではもう1度、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1</p>

	<p>番、2番とも、子が相続です。  今後については、番号1番、自己耕作。番号2番、周辺農地と一体で管理されています。  以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。  報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。所有権を移転するため解約するものです。なお、議案第19号で改めて所有権移転許可申請が提出されていますので、この後審議していただきます。  以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。  報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。牛舎を建築し繁殖を行うものです。  以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。  報告第4号、「農政専門委員会に付議した事項について」、報告します。</p>
議 長	<p>7月20日に開催した令和4年度第1回農政専門委員会に係る「令和4年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項」及び「令和4年度の活動計画について」の協議結果について、古屋敷徳夫農政専門委員長から報告を受けました。  本年11月9日に盛岡市で開催が予定されている岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項について、岩手県農業会議から示された取りまとめ項目に沿って、担い手が将来安心して農業を継続できるように現場の声を大会へ届けたいという思いで、検討、協議を行い、取りまとめたとのことでした。要請提案事項については、この後、議案第24号でご審議いただきます。  また、「活動計画」について協議した結果、今年度の予定となっていた県外研修については、新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため今後の状況を踏まえて計画を進めることにするとのことでした。</p>

議	長	<p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて、総会への報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦労様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名」について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に6番、古屋敷徳夫委員、7番、綱木秀治委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農地係	長	<p>7ページ、8ページです。第164回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計2件、7,007㎡。</p> <p>利用集積、今月計7件、44,806㎡。</p> <p>法第4条、申請ありませんでした。</p> <p>法第5条、今月計1件、223㎡。</p> <p>適用外、今月計4件、1,531㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、1,547㎡。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、「議席の決定について」を行います。議席は農業委員会会議規則第8条第3項の規定に『補欠委員の議席は前任者の議席とする』とあることから、前任者の議席とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、選任されました菊池陽佑委員の議席は12番となります。</p>
議	長	<p><b>【日程第3】</b></p> <p>日程第3、「農政専門委員会委員の互選について」を行います。互選の方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。それでは、菊池陽佑委員を農政専門委員に指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました委員を当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菊池陽佑委員が農政専門委員会委員に当選されました。改めて農政専門委員会委員となる旨の承諾を求める文書を差し上げませんのでご了承ください。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、「地区担当割について」は、原案のとおり割り当てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め地区担当割は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第19号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>9ページです。議案第19号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は一昨年に当市に移住し農業を営んでおり、今回、要請し譲り受けるものです。譲渡人は県外への転出による農業廃止のため譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲受人はこれまで申請地を賃貸借しておりましたが、今回、売買する部分を分筆し譲り受けるものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●●の推進委員、山本です。7月14日、事務局2名、●●●班4名の計6名で現地を確認いたしました。場所は●●●●●●●●●●地区で、事務局の説明にあったとおり、転出される方が新たな方に売買ということでした。確認した結果は、問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
議	長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>推進委員の菊池です。7月14日に事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で申請案件の確認をしました。場所は■●●●●●●●●●●の手前の■●●●●●●●●●の南側です。現所有地に隣接した畑でありまして、適正であると確認してまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第20号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>10ページから12ページです。議案第20号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は7件で、利用権設定の新規が6件、更新が1件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号6番、更新です。</p> <p>番号7番、新規で、契約期間4年5カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号3番と番号4番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号3番と番号4番を除く5件について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>



議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第21号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>13ページです。議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、宅地拡張を目的とする転用です。申請人は、宅地内の通路が狭く車の出入りや駐車が不便であるため、宅地を拡張しようとするものです。申請地は、自宅の隣接地であること、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の田で第1種農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>推進委員の菊池です。7月14日に事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認をしました。現敷地内では駐車するための道路が狭く、埋め立てて駐車場にすることはやむを得ないということを確認してまいりました。</p>
議	長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第22号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>14ページです。議案第22号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は市内で風力発電事業を行っている法人で、平成28年9月12日から3年間の一時転用許可を受けて、風力発電事業のための風況調査を行っています。令和元年10月7日に1回目の事業計画変更承認を得て、継続して風況調査を行ってき</p>



	<p>●の■■■■■がありますが、そこから南側に下がっていく市道がありますけれども、その沢沿いの地域であります。現地を確認しましたが、事務局の説明どおりで宅地と確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第10】</b>  日程第10、議案第24号、「令和4年度岩手県農業委員会大会への『農業施策の充実に  関する要請決議』提案事項について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせま  す。</p>
事務局次長	<p>議案第24号、令和4年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に  関する要請決議」提案事項について、令和4年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項を別紙  のとおりとする、というものです。</p> <p>議案第24号にかかる添付資料をご覧ください。2ページの、大会における「農業施  策の充実に  関する要請決議」提案事項の重要ポイントを踏まえ、1ページの右側、令  和4年度の提案事項となります。なお、朱書きの事項は今年度の新規事項となり、青  書きの事項は農政専門委員会で追加要請する事項となります。</p> <p>それでは、「令和4年度農業委員会大会要請提案事項」については、議案第24号別紙  を読み上げて説明とさせていただきます。</p> <p>I、農地等の利用の最適化の推進に関する事項</p> <p>1、農地利用の最適化の推進</p> <p>(1)農地の集積・集約化対策の充実強化</p> <p>「実質化されたプラン」は、地域のコミュニティを維持するため、地域の農業者が  話し合いを行い合意されたものであり、地域の農業現場の実態と創意工夫が盛り込ま  れていることから、国においては、実質化されたプランを分析し、引き受け手のない  農地を地域で維持する方策や基本計画にも盛り込まれているドローンや自動走行農機  を活用した作業代行などの次世代型農業支援サービスの促進など、地域の問題解決を  支援する新たな施策を構築すること。</p> <p>令和5年（2023年）までに農地の8割を担い手に集積することを農政のKPI（重  要業績指標）に位置づけて、その実現に向けて関係者が一丸となって取り組みを強化  しているところであるが、実績値が目標値に対して非常に低い状況下にある市町村に  対し、実態にあった目標達成が可能な数値目標を地域別で再設定を要望する。</p> <p>また、集約化の推進に対し農地所有者の意向把握や地域の話し合いを継続するた  めの予算を引き続き措置すること。</p> <p>(2)遊休農地対策の充実強化</p> <p>遊休農地の発生防止・解消のため、農地パトロール（利用状況調査）を通し、活か  すべき農地の明確化や農地中間管理機構との連携を進めているところですが、農業人口  は年々減少しており、農地の受け手不足により遊休農地の増加が見込まれる。</p> <p>遊休化した農地を復元するためには、雑草の伐採などの費用がかかることから、耕  作可能な農地へ復元するための支援や保全管理の対策を講じること。</p> <p>2、担い手の確保・育成への支援の充実</p> <p>(1)新規就農者の確保・育成の充実</p>

新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者の確保・育成に重要な役割を果たしていることから、交付を確実に受けられるよう、必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。また、手続きの簡便化や申請者への支援の充実を図り、いわゆる親元就農については、新たに「共同経営開始型」を創設すること。

#### (2) 担い手に対する支援の充実

「人・農地プラン」により担い手として位置づけられた方々が高齢の現状にあり、疾病等の理由により耕作中断の事例が散見される。

「人・農地プラン」に次世代の担い手候補者の登載と次世代担い手への農地集積、育成支援について要望する。

また、ICTを活用した生産性向上対策、スマート農業加速化対策などは現地ニーズに応える技術革新を強力に進めるとともに、それら技術を効率的、効果的に導入できるよう、広域または共同で農業機械を利用できる仕組みを構築すること。

併せて、小・中学生を将来の農業者候補として捉え、就業教育の一環として農業について話をするなど、農作業を体験させる活動等が行えるよう制度を充実すること。

#### 3、中山間地域の農業振興施策の強化

高齢化率の高まりや、急峻かつ狭隘で農業機械も運用できない耕作条件不利地では、耕作をあきらめる農業者もいる。また、中山間地域の基盤整備では、耕作面積と同程度の法面ができ、草刈り等の法面維持管理が大変となっている。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度は、こうした中山間地域の条件不利地において農地を保全・維持していくため欠くことのできない制度であり、十分に予算を確保すること。また、両制度とも積極的に活動を行っている地域ほど事務処理が複雑多岐にわたるため、事務処理の簡便化や地域の事務局要請講座、事務委託の経費助成など、制度を充実強化すること。

なお、中山間地域における農業は、地域づくりに直結しており、食料の生産とともに、国土の保全、景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を発揮している。中山間地域での営農に対しては、他産業との差額を一定程度保証する新たな所得保障制度等を構築するなど、農村を維持し、次の世代に継承していくための農業・農村の活性化施策を総合的に講じること。

#### 4、農業委員会組織に対する支援の充実

##### (1) 農業委員会組織関係予算と事務局体制の充実強化

地方公務員の人員削減が叫ばれている中、農業委員会事務局職員の専任職員の減少、併任増加が見受けられる。

このような人員体制では満足な働き方改革など望むべきものもなく、職務職責に応じた人員体制の確保が急務であり、事務局経費に対する更なる助成を要望する。

また、指導機関である農業委員会ネットワーク機構の体制を強化するために必要な予算を十分に確保すること。

##### (2) 機構集積支援事業・最適化交付金の予算の確保

機構集積支援事業は、農業委員・農地利用最適化推進委員のスキルアップ及び農業委員会業務の強化に向けた研修、農地法に基づく業務の適正実施に欠かせないこと、また今後はプランの実践段階に入ることから、関係団体等の連携を一層強化し、地域の課題に対応したきめ細やかな支援活動ができるよう、十分な予算を確保すること。

また、人・農地プランの実質化のための調査や地域での話し合い活動など、地域農業を守るために農業委員、農地利用最適化推進委員に期待される活動は、新体制移行時の説明に比べ、より大きくなっている。この重要な任務の実行に合せた交付金制度となるよう充実強化すること。

##### (3) 農業委員会業務に係る効率化支援

農業委員会では限られた人員体制の中、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を実現すべく幅広い取り組みを行っているが、人・農地プランの取り組みや増加する遊休農地対策への対応等により業務量が過重になっている。

また、総会を主とする農業委員と現場活動を主とする農地利用最適化推進委員という当初の想定と異なり、両委員が連携して農地利用最適化活動のための「地域推進班」を編成して活動するため、両委員とも負担が大きくなっている。

このような実態を踏まえた法改正並びに人材確保及び活動体制の対策を講じること。

#### 5、水田活用の直接支払交付金の運用見直しについて

人口減少及び食生活の多様化により主食用米需要が毎年減少するなか、新型コロナウイルス感染症による影響により、外食産業をはじめ需要が大きく減少している。令和3年産米については、過去最大規模の作付転換を行ったにもかかわらず米価が大幅に下落し、生産者の生産意欲も大きく減少している。

そのような中での今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、高齢化による担い手不足の中での広大な中山間地域での農地の維持管理に加え、土地改良も発生するなど、負担が大きいものとなっている。

飼料の安定供給と地域循環型農業及び農地維持に重要な役割を果たしている多年生牧草の交付単価の削減と、数年おきの土地改良という大きな負担を生む交付対象水田の水張要件を撤回するよう強く要望する。

#### 6、肥料や飼料等の生産資材の高騰等経営環境の変化に応じた農業経営への支援

新型コロナウイルスの影響に加え、円安や輸入送料の上昇、ロシアのウクライナ侵攻などにより、農業生産に欠かすことができない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、肥料、飼料などの生産資材や農業用建材の価格上昇に拍車がかかり、生産者の農業経営を圧迫していることから、価格上昇を抑制する対策を講じるとともに、農家負担の軽減を図る支援策を構築すること。

また、生産現場が安心して取り組める肥料コスト低減技術の開発及び新技術導入に係る経費の助成を講じること。

#### 7、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者等への支援

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、収入の減っている農業者への給付金等の支援を継続するとともに、農業者が安心して農業経営にいそしめるよう、経営資金支援などのセーフティネットの強化や、サプライチェーンの複線化などのリスク対策などを早急に提示すること。

また、コロナ禍において外食産業が大打撃を受けていることは報道等により明らかであるが、外食産業が食材として仕入れている農畜産物の取扱量が減少していることはあまり報道されていないことから出荷農家が連動して打撃を受けていることを周知されたい。

併せて、収入減少補填制度に係る申請の簡略化について早急な対応を望む。生産者から直接消費者（外食産業）への取引は容易に減少額が算定可能であるが、系統出荷分の減少額を個々の農家が算定することは困難であり、農業収入の減少額算定が容易となるよう措置を講じること。

なお、2023年10月に予定されている消費税の「インボイス制度」の導入については、農家や中間業者に与える影響が大きく、実施時期を延期するよう要望する。

## II、その他重要施策の推進

### 1、国民の食料供給体制の強化

新型コロナウイルスの世界的蔓延やロシアのウクライナ侵攻による世界の社会と経済の混乱、食料輸出国の不作等による食料輸入の不安定化、エネルギーや肥料、飼料等の生産資材不足と価格高騰に加え、国内産地の生産基盤の弱体化など、国民への食料安定供給は、これまでにない危険な状況に置かれているところである。

今後とも混迷する世界情勢を踏まえ、国内生産を確保するために必要な生産資材の備蓄体制の整備や代替肥料の確保対策を講じるとともに、食糧自給率目標の達成に必要な農地を確実に確保する施策を講じること。

### 2、東日本大震災津波・原発事故への継続した対策の充実強化

被災地では農地はほぼ復旧され、集落営農法人等による新たな農業が展開されているが、地域の人口縮小に伴う労働力不足もあり、未だ組織運営や新たな栽培技術の習得など様々な課題を抱えている。

東日本大震災からの地域農業の本格復興は未だ途上にあることから、引き続き、除染や風評被害への対策を講じるとともに、それぞれの地域や組織の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

また、震災被災農地に対する転用事案が未だにあり、期限を緩和していただきたい。

	<p>3、大規模自然災害への備えと復旧・復興対策</p> <p>近年、地震、大型台風、集中豪雨等による自然災害が多発するとともに、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での災害が続いていることから、被災時に復旧・復興に向けた迅速な対応が図られるよう万全の対策を講ずるとともに、農村地域の防災・減災対策を計画的かつ着実に進められるよう、引き続き、国土強靱化対策の予算を十分に確保すること。</p> <p>4、野生鳥獣被害防止対策の充実強化</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害は、生産意欲の減退、耕作放棄地の増大につながっており、被害対策に費やす農業者の負担は年々増加している。また、高山植物をはじめ自然生態系への影響も深刻化している。</p> <p>既に講じられている対策に加え、個体数を大幅に減少させる手段として、自衛隊退役者や警察官退職者等に狩猟免許取得を斡旋して狩猟免許取得者を増員し、国の事業として大駆除隊を構成し、通年で徹底した駆除を図るなど、新たな対策を講ずること。また、振興局単位に駆除後の鳥獣処理施設を整備することやジビエとして活用するための施設整備、効果的な捕獲方法についての調査研究など、ハード・ソフト両面から抜本的な対策を講ずること。</p> <p>内容は以上となっております。なお、上閉伊地方農業委員会で取りまとめを行って、8月31日までに沿岸広域圏の監事である北上市農業委員会へ報告を行う予定となっております。さらに、沿岸広域で取りまとめられたものが岩手県農業会議へ報告されるものとなっておりますので申し添えます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	昨年のお話を忘れてしまいましたが、昨年も岩手県で開催されましたか。コロナで中止でしたか。
事務局次長	やりました。
14番委員	今年度の全国の委員長会議は終わりましたか。
議 長	終わりました。
14番委員	例年であれば、そういった大会等含めて、昨年度の要望書と今年度の要望を照らし合わせた文書があったような気がしたけれども、今年はないのですか。
事務局次長	昨年度の提案事項は別紙になります。議案第24号にかかる添付資料の1ページにあります。農業委員会大会要請提案事項（前年度との比較）という部分です。左側が令和3年度、右側が令和4年度となっております。
議 長	どの資料。
事務局次長	あ、すいません。添付資料、議案第24号にかかる添付資料です。その表面、1ページです。左側が令和3年度提案事項、右側が令和4年度に要望する事項となっております。朱書きとなっているところが昨年と比較して違っている部分、青い部分が県から出された重要ポイントを踏まえて農政専門委員会で挙げた部分です。
14番委員	昨年の要望に対してここが変わりましたというのは、どこで見たらいいですか。
事務局次長	県農業会議が国をお願いをして、それに対して確認をして、こう取り組んでいるとか検討するとか、そういう部分での回答書となります。
14番委員	それはあるのですか。

事務局 長	県からは届いていましたので、ここでは出さなかったのですが、ございますので、印刷してお渡ししたいと思います。
議 長	奥寺委員、よろしいですか。
14番 委員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。
15番 委員	15番、多田です。すいません、文言の確認です。1ページの下から3行目ですが、「遊休化した農地を復元するためには」の次の表現ですけれども、「雑草の伐採など」とありますけれども、「雑草の刈り取りや雑木の伐採」としたらいいのでは。伐採だと木という感じがします。
事務局 長	そのように訂正したいと思います。
議 長	その他、ございませんか。
13番 委員	これの関連です。2ページ、中山間地域の農業振興施策の強化のところ、「事務局要請講座」というのはどういうことですか。
事務局 長	すいません、変換誤りです。養って成長する方の、「養成」の方になります。訂正させていただきます。下から4行目の「事務局要請講座」の「要請」ですね、養う、成長するの「養成」に訂正したいと思います。
議 長	よろしいですか。他は。
14番 委員	確認ですけれども、赤字で書いたのは新しく付け加えた等の文言ですか。
事務局次長	そのとおりです。
14番 委員	5ページの7番、新型コロナウイルスの記事の中で最後に、「インボイス制度の導入については、農家や中間業者に与える影響が大きく、実施時期を延期するよう要望する」という部分ですけれども、「中止する」という強い表現でどうですか。
事務局次長	「中止する」という表現でというご意見ですが、反映させていただきたいと思います。「実施を中止する」ですね。先ほどのインボイス制度のところですが、「実施時期を延期する」を「実施を中止する」としたいと思います。
14番 委員	河内さんがインボイスについてチラッと説明していましたが、これは農家にとってどうなるのか、ちょっと説明をお願いしたいです。
議 長	10分間休憩します。  (休憩)
議 長	それでは始めさせていただきます。 先ほどのインボイス制度に関して、河内委員。
17番 委員	私が説明する立場ではないですけれども。このインボイス制度が閣議決定したのは、消費税が8%に決まった時に陰に隠れて更正予算制度で。ここに書かれているとおり、来年度の10月から実施されるということなのです。このインボイス制度と同時に気を

付けなければいけないのが、電子情報の電子帳簿保存法というのが一緒になりまして、その保存法が延期となっています。と言うのは、なかなか電子情報に対する皆さんの体制がとれていないということから、延期となっています。インボイス制度ですけれども、私の立場から言うと、法人ナンバーの頭にもう一つ記号がついてアルファベットがついたものが、申請をするとインボイスナンバーということになります。取引によってインボイスナンバーがあるかないかの違いが大きく台頭してくることになるのですが、一つは、売上1,000万以上の業者ですとインボイスナンバーに登録することになります。それ以下であれば、非課税の対象である売り上げの少ない中小の農家さん、そういう方になるわけです。それと、5,000万以下と記憶しておりますが簡易課税方法を取って申告している方たち、と大きく分けると3つになると思います。1つ目はインボイスナンバーを発行する。もう一つは、インボイスナンバーは発行できるけれども簡易課税方式を取って登録する。簡易課税方式をとると売り上げは簡易課税ですから15%、20%が課税になるのでしょうか、これは業者、業態によって簡易課税率が変わってくるので、そういう方は仕入れの方だけインボイスナンバーを、例えば10万円で資材を仕入れました、そこでの消費税になりますけれども、それを売った時の簡易課税の方から出た売り上げから消費税を還付できるわけですね。還付できるということは経費計上がきっちりできるということですが、先ほど申し上げました1,000万以上のインボイスナンバーを発行できる業者は、従来と同じように仕入れた消費税と販売した消費税、それを相殺した差額を要請する方式になるわけですね。そうすると1,000万以上と1,000万以下とどう判断したら良いかという悩みがあるわけですが、1,000万以上だとインボイスナンバーに登録することになるわけですが、外課税の方はどうするか、小規模だどのようにするかとか、そこが個別の問題になります。例えば、私の会社が物を買いましたというときに、インボイスナンバーが発行できていない業者さんから仕入れた時に仕入れた側が消費税を払わなければ還付できないという法律になっておりますので、同じ価格であればインボイスナンバーが発行できているところから購入したいということになります。インボイスナンバーは、言うなれば経費ですけれども、例えば接待交際費であるとか、事業で使う鉛筆であるとか、そういったものも経費になりますので、インボイスナンバーがあるところから購入したものとないところから購入したものと、購入は事務も面倒ですけれどもそうしなければ経費として認められないということになるので、インボイスナンバーがない業者から仕入れることを避けるような形になってしまうというのが大きな問題であります。事業をしていれば皆さんは必ずインボイスナンバーに接する機会があり必ず関係してきます。直接そこで関係ない方もいるのですが実は、最終消費者、一般消費者の場合は自分のところで加工も何もしませんので、消費税もつくので、インボイスナンバーには一切関係しないことになります。ということが大きく言えることではないでしょうか。詳細については、最近はY o u T u b e なんかでも詳細に説明してくれているサイトがありますので、そちらを参考にした方がいいと思います。

議長 ありがとうございます。奥寺委員、よろしいですか。

14番委員 はい。

議長 その他、質疑等ございませんか。

13番委員 13番、佐々木です。4ページの5、水田活用の直接支払い交付金の運用見直しについてのところの事務局の説明で、この文言は遠野市が国の方に要望したものという話をしたようですが、この交付金も国の説明が合っていないと様々な議論が、色々な組織で、されてきたわけでしょうが、これを県、国に強く要望することを生産者は思ってきたわけですが、これをどの市町名で要望したことですか。文言は大体これになったものでしょうか。その辺の説明をお願いします。

議長 今週中に、県知事要望のことですが、国ではなくて。



13番委員	はい。
議長	県知事に要望する部分で、その文言とまず合わせたものです。国ではなくて。
13番委員	段階的には県ですよ。
議長	段階ではなく、今週中に県知事要望にこの部分を出す、遠野市で。
13番委員	遠野市長。遠野市議会でも。
事務局長	議会でもやったはずですよ。
13番委員	どのレベルのもとで議論して、県に要望に出すということでしょうか。
事務局長	今、会長が話したように明後日、28日に県の統一要望という、毎年のことですが、県の振興局長がいらっしゃって市として様々な要望を出します。福祉ですとか、情報関係についてとか。その要望の中の一つとして、水田活用の部分もきちんと報告して上に要望します。その打ち合わせをした関係者については関係部署、農林課が中心となって調整して作成したと聞いています。以上です。
議長	佐々木委員よろしいですか。
13番委員	遠野市の事務的な段階なのか。例えば、水田利用推進協議会の代表の農協とか色々な機関とか組織とかあるわけですが、そこまでは、組織一体の意見としての出し方までは考えておられないのでしょうか。その市としての単独での要望ではなく、農業機関のもっと大きなくくりでの要望にした方がいいのではないかと思います。どのレベルでのことですか。
議長	この交付金に関しては5月の、国会議員の方にも報告をして要望はしています。5月に、県内の農業委員会会長が国会議員の方々に、この交付金に関しては見直しをしてほしいということで、それは進んでいます。今言っているのは遠野市全体のという考えで進めるべきだということですか。
13番委員	例えば水田利用推進協議会とか色々な協議会とかあるじゃないですか、本来は相当数になりそうなものですが、そこには持っていないのですか。
議長	そちらでも出しているはずですよ。遠野市農業再生協議会、そちらの方でも、これに関しては見直しをしてほしいということで要望しているはずですよ。市として。
13番委員	大体、この文言はそれぞれの要望ではないということですか。
議長	その要望書を見たことはないですけども。
13番委員	私も初めて見たのですけれども、聞いていました。
議長	ですから、それぞれの団体が要請しているのか、していないのかは把握していません。ただ、遠野市農業再生協議会の方では見直しをしてほしいと要望はしています。ただ、その結果がなかなか出てこないのです。
13番委員	結果は来ないでしょうが叫んでいかないと、ということ。国がそこまで方針を判断できないでしょうから。ただ諦めないで叫んでいかないと、ということでしょう。私が思うのは、それぞれの組織がそれぞれに要望しているということですけども、その要望の文言を見たのはこれが初めてだったものですから。農業委員会としてはも

議 長	<p>っと早くこれを知って、市内の農業者の声を聞くとか、農業委員会からも出しておかなければならなかったのではないかと、私の個人的な意見でした。以上です。</p> <p>この交付金に関しては、言い方は悪いのですけれども、急に来たというのも大きいですから、見直しですね。5年に1回水張りをしなければならない、作付けをしなければならない。35,000円が、今までどおりやると10,000しか来ない。ですから、従来通り耕作して35,000円をそのまま継続してほしいという要望です。ただ、国のほうではいい返事は出ない。</p> <p>それでは、その他、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【協議事項】</b> 協議第1号、「令和4年度家族経営協定の推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、令和4年度家族経営協定の推進について、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>目標は、家族経営協定推進アドバイザー9名を中心に農業委員会全体で取り組み、地区別に推進を図ること。新規、見直し合わせて11世帯の締結を目標としています。</p> <p>取り組みについて、新規協定締結として、農業委員、農地利用最適化推進委員で未締結世帯、認定農業者等で未締結世帯、新規就農者、新規農地取得者への声かけ。既存協定の見直しとして、ライフステージに変化（後継者が就農、後継者が結婚、経営移譲など）があったと思われる世帯への声かけ。既存経営体への単年度計画作成の奨励をお願いします。</p> <p>2ページ目をご覧ください。取組期間について。候補者のリストアップ依頼について、地区ごとに協議し、新規締結や締結見直しを促したい方のリストアップをお願いします。見直しについては、資料4ページから11ページの締結者名簿を参考に、死亡や転出、結婚等で家族構成が変化した世帯を候補にする等してください。名前の横の（亡）記載が死亡者、（転出）の記載が転出した者、という見方になります。新規については、締結者名簿に記載のない方を候補にしてください。新規と見直し、それぞれ最低1名は記入をお願いします。</p> <p>また、来年度以降の推進活動の参考にするため、既締結者へ別紙「家族経営協定締結候補者及びアンケート候補者のリストアップについて（お願い）」のとおり、アンケートを行うこととなりました。地区ごとに、締結者名簿の中からアンケートの候補者を3名リストアップ願います。8月総会の際に委員の皆様アンケートの配布、回収を依頼する予定です。ご提出いただくリストは、2枚目の「家族経営協定締結候補者及びアンケート候補者リスト」になります。上段に締結候補者、下段にアンケート候補者を記入してください。締め切りは8月12日です。今後の活動の流れは1枚目の下段に記載しております。</p> <p>最初の資料に戻っていただきまして、2ページ、下段から令和3年度の締結状況も載せています。目標新規・見直し、11世帯に対し8世帯の締結でした。3ページ（2）は地区別締結状況、（3）は締結者の名簿を載せております。8世帯中6世帯が委員家族でした。これは、推進する委員自らがまずは締結してみようということの結果になります。4ページから11ページは先ほど説明しましたとおり、6月時点での締結者名簿になります。個人情報ですので取り扱いには十分注意願います。</p>

		<p>以上で説明を終わります。ご協議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。亡くなっている方とか転出者も入っていますので、注意していただきたいと思います。名簿に関しては取扱注意をお願いします。</p>
7 番 委 員		<p>これを見て、両方亡くなって家族協定が無くなっている世帯もあるのですけれども、それはもう削除してしまった方がいいのではないのでしょうか。</p>
議	長	<p>例えば、何ページの。</p>
7 番 委 員		<p>●●だと、154番、●●●●さんと●さん。これはもう誰もいないですよ。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。</p>
事 務 局 長		<p>各地区において、すでに亡くなられて、世帯の方もいなくなったというところがございましたら、大変申し訳ございませんがアンケートのリストアップと合わせて8月12日までにお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>このアンケートリストと別にね。</p>
事 務 局 長		<p>はい。</p>
議	長	<p>綱木委員さん、番号と亡くなった方の名前を記載したものを出示していただければ。その他、質疑ございませんか。</p>
1 5 番 委 員		<p>締結しているところで、2人家族だったけれども1人亡くなっているという場合も締結ということでもいいのですか。</p>
事 務 局 長		<p>一応、その部分も報告していただきたいと思います。</p>
議	長	<p>よろしいですか。他。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「令和4年度家族経営協定の推進について」は、提案のとおり取り組むことといたします。</p> <p>次に、協議第2号、「農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 次 長		<p>協議第2号、農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）について、です。</p> <p>7月11日に松崎地区の農地利用最適化推進委員が逝去されました。このことにつきまして、農地利用最適化推進委員選任に関する規則第9条に基づき、●●地区の推進委員を補充するためにこのような募集要項を協議としてお出しするものであります。中身につきましては別紙のとおりでございます。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上となります。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

10番委員	補充ですけれども、基本的には●●地区ですけれども、ホームページに出しただけじゃないですよ。農協の、農家組合等に問い合わせをして、誰か挙げてほしいとお願いをしているわけですよ。
事務局長	お答えいたします。今、質問があったとおり、関係機関等にご周知して募集に努めてまいりたいと思います。
議長	鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい、分かりました。
議長	その他、質疑等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）について」は提案のとおりとすることといたします。
議長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
7番委員	農業委員だより編集長の綱木です。9月発行の農業委員だより、編集会議が明日ありますけれども、なかなか中身で苦勞していますので、皆さんからこんなのを取り上げてほしいとかご要望がありましたら是非、今月中に事務局の方をお願いします。以上です。
議長	よろしくお願ひしたいと思います。 その他、委員の皆様。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	それでは、事務局から。
事務局次長	事務局から4点ほどございます。 1点が、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果と今後の予定についてです。速報値ということになります。資料をご覧いただきたいと思います。 7月1日、附馬牛地区から始まりまして、7月11日の上郷地区まで、延11日間、皆様のご協力ありがとうございました。調査結果ですが、2枚目になります。左側が令和3年度の利用状況調査再確認、黄色の部分が令和4年新規確認となります。結果といたしましては、下段の部分となります。解消が11筆、区分1が27筆、区分2が12筆、区分5が169筆、合計で219筆、昨年と比べまして13筆の減少となります。2ページに今後の予定でございまして。以上でございまして。
議長	その他ですけれども、皆様から意見等あれば。ちなみに昨年より1カ月早かったのですけれども、このような状態でパトロールしてよろしいですか。8月は暑いし蜂も出るということで、1カ月早めたのですが、来年も7月上旬で計画してよろしいですか。
委員	いいと思います。
議長	はい、分かりました。農地パトロールについてはよろしいですか。
委員	はい。

議 長	<p>それでは、事務局。</p>
事務局次長	<p>2点目、令和4年度第1回「新農業人フェア in いわて」への出展についてです。資料2ページをご覧ください。目的につきましては、下記のとおりです。令和4年度の事業計画に記載しております部分になります。開催日時につきましては、令和4年8月28日、1時から4時まで。場所は、いわて県民情報交流センター「アイーナ」8階となっております。事務局と農林課も参加いたします。皆様も参加していただければ、というお願いになります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>とりあえず、一括で説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>その他、3、令和4年度地域農業マスタープラン実践塾の開催について、という資料になります。下から2段目の部分になりますが、「全市町村に集中支援モデル地区が設定されたことを踏まえ、当該地区の推進班の出席について」とありますが、今回は希望がある地区ということにしたいと思います。日時は8月1日、午後1時30分から4時。岩手教育会館2階、多目的ホールとなります。</p> <p>続きまして、エゴマの摘芯を行います、という資料になります。7月29日、午前10時から、土淵町のほ場でエゴマ摘芯を行いますので、皆様のご協力をお願いします。推進班でご連絡をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	<p>一括して説明していただきました。何か質問等ございましたらどうぞ。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは、菊池陽佑委員から今日の感想を、簡単にいいです。</p>
12番委員	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>例えば、農業に関して思うところで、それぞれ一人一人色々な思いがあって、色々な意見が出てくると思うし、今までもそうだったなあと。ただ、言うけど、どうやってそれを達成させるかということが分からない状況が続いていたのですけれども、一つ、農業委員会っていうのはそういうことが叶えられる場なのかなということで前向きに考えられるようになってきたところで、今日はついて行くので精いっぱいだったのですけれども、また勉強して頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第164回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時55分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

